

1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等

1 最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

○ 「大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター」によるワンストップ相談窓口における、生産性向上等に取り組む事業者等に対する支援の実施

- 「大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター」（委託事業）を設置します。
- 生産性向上による賃金引上げ、長時間労働の改善、非正規雇用労働者の待遇改善、人材の確保などの労務管理に関する課題などについて、社会保険労務士等の労務管理の専門家が電話・メール・来所・訪問等による相談に無料で応じます。
- 企業の様々な課題に対し、セミナーの実施や労務管理の専門家による企業のコンサルティングを無料でを行い、解決に向けた支援を行います。

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

- ◆ 残業を減らしたいけど・・・
- ◆ 有給休暇の取得の進め方は？
- ◆ 不合理な待遇差って、どういもの？
- ◆ 何か役立つ助成金はあるの？



中小企業・
小規模事業者



▲ホームページは
こちら

企業訪問による支援

来所相談

電話相談

メール相談

すべて無料！

事業主のご相談に専門家（社会保険労務士等）がお応えいたします

○ 賃金の引上げに向けた機運の醸成

- 物価上昇を乗り越え、持続的な構造的賃上げを実現するため、行政、経済界及び労働界（政労使）が連携し、持続的な賃上げに向けて取り組んでいきます。

令和5年度においては、令和6年2月2日に、大阪府知事・大阪の労使団体のトップ・厚生労働副大臣等出席による「大阪政労使の意見交換会（地方版政労使会議）」を開催しました。

意見交換会では、人件費を含めた価格転嫁等の重要性について意見交換を行うなど、政労使の連携による持続的な賃上げに向けた機運の醸成が図られました。



▲令和6年2月2日開催「大阪政労使の意見交換会」の様子

○ 各種助成金の活用促進

- 生産性を高めながら労働時間の縮減に取り組む中小企業や、傘下企業を支援する事業主団体を対象とした「働き方改革推進支援助成金」の周知を積極的に行い、活用促進を図ります。
- 最低賃金・賃金引上げに向けた支援を図るため、中小企業・小規模事業者が生産性向上のための設備投資等を行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合にその設備投資等の一部を助成する、「業務改善助成金」の周知を積極的に行い、活用促進を図ります。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の縮減に取り組む中小企業を支援！

 業種別課題対応

長時間労働等の課題を抱える業種等（建設事業、自動車運転の業務、医業に従事する医師、鹿児島県・沖縄県における砂糖製造業）を支援するため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を助成

 労働時間短縮・
年休促進支援

労働時間の削減や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を助成

 勤務間インターバル導入

勤務間インターバルを導入する中小企業事業主を助成

 団体推進

傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体を助成

POSレジシステムの導入による
計算ミスの防止と待ち時間の短縮生産性の向上を図ることにより
ワーク・ライフ・バランスを推進!!

業務改善助成金

生産性の向上等を通じた最低賃金の引上げを支援！

 業務改善助成金

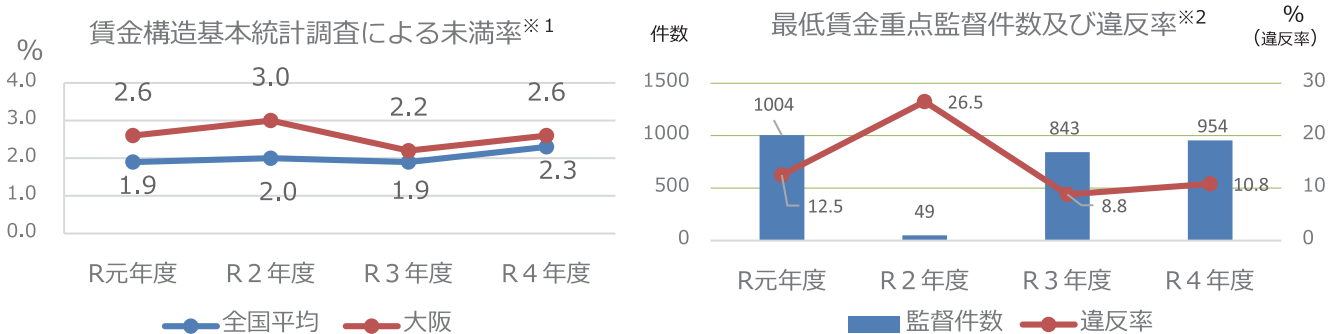
事業場内最低賃金を一定額以上引上げ、生産性向上のための設備投資などを行った場合に、その費用の一部を助成

各種助成金については
申請期限にご留意ください

2 最低賃金制度の適切な運営等

○ 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づく最低賃金履行確保のための監督指導及び生産性向上に取り組むなど賃金引上げに向けた企業の環境整備のための支援の実施、行政機関等との連携

- 各種統計調査や過去の指導状況等から、賃金額が最低賃金額未満のおそれが高いと考えられる事業場を対象とし効果的な最低賃金の履行確保のための監督指導を行うとともに、関係行政機関との連携を強化して、賃金引上げに向けた各種支援策等の周知を積極的に行います。
- 労働基準監督署において、賃金引上げを検討する際に参考となる地域の平均的な賃金や企業の好取組事例等が分かる資料を提供して、企業の賃金引上げへの支援を実施します。
- 国や府内市町村など、行政機関が民間企業に業務委託等を行う場合に、契約期間中の最低賃金改定による最低賃金違反が生じることがないように、各行政機関に対して契約発注時の配慮要請を行います。



※1 未満率とは、最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者の割合です。

※2 違反率とは、監督を実施した事業場のうち、最低賃金額未満の金額を支払っている事業場の割合です。

○ 最低賃金額及び中小企業・小規模事業者等の生産性向上のための支援策について、9月に「最低賃金周知・支援月間」を設けて集中的に実施するなど、使用者団体、労働団体及び地方公共団体等と連携した効果的な周知・広報の実施

- 大阪府最低賃金のオリジナルポスターやリーフレットを作成し、最低賃金の周知を行います。
- 大阪府をはじめ各市町村・使用者団体・労働者団体・国の機関等に対して、広報誌への掲載、ポスター掲示、リーフレット配架等の依頼を行います。
- 中小企業等において、事業場内最低賃金を一定以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資を行った場合に、その設備投資費用等の一部を補助する業務改善助成金について、集中的に周知するとともに、利活用の促進を図ります。
- 大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターをはじめ、賃金引上げ特設ページ、よろず支援拠点や生産性向上のための補助金等、賃金引上げに向けた環境整備に資する各種支援策の周知を行います。
- 大阪働き方改革推進会議「最低賃金のための環境整備に関する作業部会」などを通じて、近畿経済産業局をはじめとする各省庁・地方自治体・関係労使団体・業界団体等との連携を強化し、中小企業等の最低賃金引上げのための環境整備に取り組みます。



○ 大阪地方最低賃金審議会の円滑な運営

- 「大阪地方最低賃金審議会」では、最低賃金法に基づく公正な行政運営を確保するため、学識経験者の公益代表、労働者代表、使用者代表を構成委員とし大阪府内の最低賃金の改定について審議しています。
- 大阪府最低賃金の改定について、経済状況等の地域の実情及びこれまでの審議状況などを踏まえつつ、大阪地方最低賃金審議会の円滑な運営を図ります。



○ 「資金移動業者の口座への賃金支払い」に関する周知及び指導の実施

賃金の支払方法について通貨のほか、金融機関への口座振込み等に加え、厚生労働大臣が指定する資金移動業者（デジタルマネー）の口座への支払いが認められたことから、制度の周知を図るとともに必要な指導を行います。

2 非正規雇用労働者の処遇改善等

○ 同一労働同一賃金の実現に向けて

- ・ パートタイム・有期雇用労働法及び労働者派遣法に基づく報告徴収、指導監督等を実施することにより、法の着実な履行確保を図ります。

具体的には、労働基準監督署による定期監督等において確認された基本給・賞与の差の根拠の説明が不十分な企業等に対し、文書による点検要請を行い、待遇の点検・見直しを求めます。その情報等を活用して、労働局は報告徴収等を実施し、正社員と短時間労働者又は有期雇用労働者等との間の不合理な待遇差等を確認した場合には、是正指導等を行うほか、望ましい雇用管理の改善等の助言を行います。

あわせて、パートタイム・有期雇用労働法や労働者派遣法、及び「同一労働同一賃金ガイドライン」の内容について周知を図るとともに、同一労働同一賃金等に取り組む企業の事例紹介や、「多様な働き方の実現応援サイト」等を通じて、事業主及び労働者等に対し先行企業の事例の周知等を実施することなどにより、非正規雇用労働者の待遇改善に係る事業主の取組気運の醸成を図ります。



▲多様な働き方の実現応援サイト

○ 無期転換ルールの円滑な運用等

- ・ 平成30年4月以降、有期労働契約が5年を超えて更新された多くの有期契約労働者に無期転換申込権が発生していることから、労使双方に幅広く周知・啓発を行い、無期転換ルールの円滑な運用を図ります。
- ・ 令和6年4月1日から、無期転換申込権が発生する労働契約更新時においては、労働基準法に基づく労働条件の明示事項として、無期転換申込機会と無期転換後の労働条件が追加されたことから、無期転換ルールの円滑な運用のための制度見直し等の周知徹底を図ります。

○ 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員化を行う企業への支援（年収の壁への取組等）

- ・ 非正規雇用労働者の処遇改善や正社員化（多様な正社員を含む）に取り組んだ事業主に対して支援を行うキャリアアップ助成金について、「年収の壁・支援強化パッケージ」として、年収の壁を意識せず働くことのできる環境づくりを後押しするために設けられた「社会保険適用時処遇改善コース」や令和5年11月に拡充された「正社員化コース」をはじめ、各コースの周知、活用勧奨等を実施します。
- ・ 「年収の壁」として就業調整の一因となる場合がある「配偶者手当」の見直し促進に向けた周知・広報を行います。



▲パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書

また、「大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター」による業界別同一労働同一賃金マニュアル等を活用した、窓口相談やコンサルティング、セミナーの実施等に加え、業種別団体等に対する支援を実施する等、きめ細かな支援を行います。



▲「年収の壁・支援強化パッケージ」特設ページはこちら

キャリアアップ助成金

非正規労働者のキャリアアップの促進を支援！

- 正社員化コース** 有期雇用労働者等（契約社員・パート・派遣社員等）を正規雇用労働者へ転換または直接雇用した事業主に対して助成
- 賃金規定等改定コース** 有期雇用労働者等（契約社員・パート・派遣社員等）の賃金規定等の増額改定により、昇給を実施した事業主に対して助成
- 社会保険適用時処遇改善コース** 短時間労働者に対して新たに被用者保険を適用するとともに、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して助成

※「キャリアアップ助成金」は、上記以外にも助成コースがあります。